間を婉の通というた。

にメノトホリ 姫の通 四至郡打越から本ヒメノトホリ 姫の通 四至郡打越から本三井の郷名が起つたとするものは誤である。

品を神社に上納する義務を免除せられること とモノメン 樋物発 祇陀寺文書貞和三年 とモノメン 樋物発 祇陀寺文書貞和三年 とモノメン 樋物発 祇陀寺文書貞和三年 の四至に、『南限』御堂谷丼如來寺大門大通。 個像』金劔宮植物発在家。』とある。瀬切野は 僧物発の在家があつたのである。瀬切野は 僧物光の在家があつたのである。 瀬切野は 僧物光の在家があつたのである。 瀬切野は 僧物光の在家があつたのである。 瀬切野は

このあたり一帶に産したのであらう。 紅海苔は經の紅海苔のことであるから、四至郡腰濱から 紅海苔を 産する ことを 淑せ

をいふのである。

とヤカタゴヨウ 火矢方御用 前田利常の 代、寛永十五年小川七郎左衛門が父久次の遺 代、寛永十五年小川七郎左衛門が父久次の遺 たのがその初である。七郎左衛門承應二年新 たのがその初である。七郎左衛門承應二年新 四た為、寛文六年遺知の內百石を養子權右衛 四に賜はり、次いで十一年義弟七丞に發知五 十石を與へられ、是より兩家となつて火矢方 門に賜はり、次いで十一年義弟七丞に發知五 十石を與へられ、是より兩家となつて火矢方 門に賜はり、次いで十一年義弟七丞に發知五 十石を與へられ、是より兩家となつて火矢方 である。

風俳人の庵號。初め北枝之を稱したが、北枝ヒヤクカクエン 百鶴園 金澤に於ける孫

| 杖之を襲いだ。| | 大之を襲いだ。| | 大之を襲いだ。| | 大力、後川門の世涼・舍涼・輝杖、梅室門の雪の希因、希因の子後川、後川の子北茲、春

である。今埋立てゝ道路となつてゐる。 ヒヤクガラス 百がらす 一冊。小松の俳 ヒヤクガラス 百間堀 金澤城石川門外島の四歌仙をも攻めてある。宇中が卷頭の文に、資永三龍峠内戌林鏑下院の日付がある。 に、資永三龍峠内戌林鏑下院の日付がある。 に、資永三龍峠内戌林鏑下院の日付がある。 に、資永三龍峠内戌林鏑下院の日付がある。 とヤクケンボリ 百間堀 金澤城石川門外島の西方一帶の塹壕で、古くは連池というたもの である。今埋立てゝ道路となつてゐる。

へ通拔候事不仕筈。御用に而相通り候面々は 所も取除いて普通の往來となつた。 主前田慶寧城地を退去の後は諸門を撤し、番 抑被遺置。<br />
』とあるもの是である。後文政三年 **澤城外百間堀線の道路である。藩政中は北方** られた。明治二年十一月版籍奉還に付き、藩 **尚荷物を贈らた商人等及び夜中の往來を禁せ** 八月十八日一般に通行を許されたとはいへ、 の通行を禁ぜられた。元祿十四年六月十六日 輕の番人等趨夜簪衞し、登城者の外男女雞人 坂方面には坂下門と稱する番所が在つて、足 谷口には棚門とて是にも番所があり、南方廣 紺屋坂口に紺屋坂門なる番所があり、東方尻 ヒヤクケンボリオウライ 百間堀往來 傘

とも石川御門下馬ともいうた。 
供人はその腰掛で休息した。故に百間堀下馬のて、登城の諸士この邊にて下馬し、乗馬・のに、登城の諸士この邊にて下馬し、乗馬・のに、一次のよりが、 
のは、 
のは、

記其綠由於函靈邀于後世云。于時貞享二歲次

乙丑冬十一月穀日。東寺。』または『貞享二年

**歲次十一月日。東寺。右賀州羽林所被寄進之** 

ビヤクコウイン 白光院 白山本宮の長吏 也。」など、配されてゐる。

の 書館に、『蔡裏御料所加州輕海鄉 御代官職は、 遺辰法印のことであり、元禄十六年長吏法の自山問答には、『白光院觀音寺など、唱声の宜しきに寄るべきなり。』とある。 音光院と響音仕由亡父語り申。何事も時の宜しきに寄るべきなり。』とある。 音光院の號は藩末まで引鎖いて用ひらある。 白光院の號は藩末まで引鎖いて用ひらある。 白光院の號は藩末まで引鎖いて用ひらある。 白光院の號は藩末まで引鎖いて用ひらある。 白光院の號は藩末まで引鎖いて用ひらある。 白光院の號は藩末まで引鎖いて用ひらある。 白光院の號は藩末まで引鎖いて用ひらある。 白光院の號は藩末まで引鎖いて用ひらある。 白光院の號は藩末まで引行いて那の白地に、『蔡裏御料所加州輕海鄉 御代官職が、後世れた。 古いたが、後世れた。 古いたが、後世れた。 古いたが、後世れた。 古いたが、 と あるの 野部に、 『蔡裏御料所加州輕海郷 御代官職 神事の後援に倚頼した以後のことであらう。

ヒヤクコウヒセウ 百工比照 寛文以來前に入る。ヒヤクゴウダニ 百合谷 ビャコ 能美郡大

日新造番櫃壹佰見寄進當寺。以藏舊本也。因實庫所用文書。弊寺感其好古許諾焉。終功之院師所用文書。弊寺感其好古許諾焉。終功之時和大生。 これたもの。その蓋裏には『加州太守從四位られたもの。その蓋裏には『加州太守從四位られたもの。その蓋裏には『加州太守從四位られたもの。その蓋裏には『加州太守從四位られたもの。その蓋裏には『加州太守從四位られたもの。その蓋裏に対し、現今的東等に四箇の蟹笥を存してゐる。

ヒヤクショウジブンバヤシ 百姓自分林ヤクショウモチャマ 百姓持山。

→ヒヤクショウモチヤマ 百姓持山。

とヤクショウヅケ 百姓附 滞の給人が御 質用場から知行所附を興へられる時は、その 地草高何石をこれに當てるといふことを認め 地草高何石をこれに當てるといふことを認め である。百姓はこの草高に村兇を乗じた租額 を給人に納めるわけである。